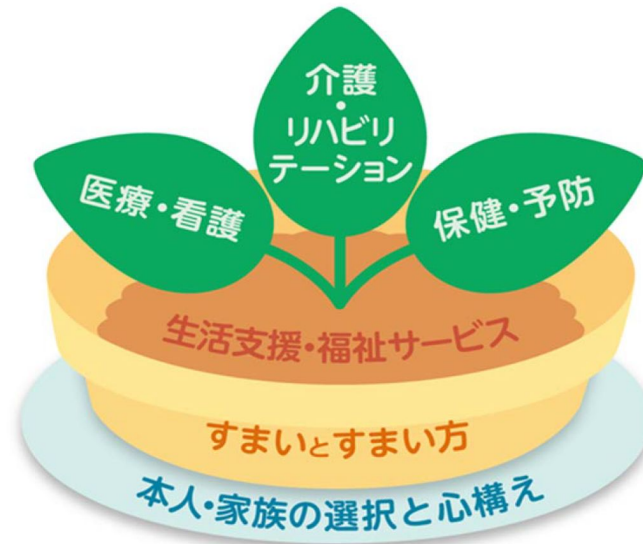


第7回 地域包括ケアシステムと介護保険事業計画（2）



シンボルマーク（厚労省HPから）
システムを構成する「介護・医療・予防・住まい・生活支援」の5つの要素を表します。

地域包括ケア計画

第5期介護保険事業計画（平成24～26年度）
できる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで威厳をもって
自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指して

地域包括ケアシステム構築の取組みがスタート



第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）＝地域包括ケア計画
第6期以降の計画は、平成37年（2025）に向け
在宅医療介護等連携等の取組みを本格化していく

平成37年（2025）を見据えた介護保険事業計画

第6期計画
平成27～29

第7期計画
平成30～32

第8期計画
平成33～35

第9期計画
平成36～38

ゴールは平成37年
団塊の世代が75歳に

介護保険事業計画の構造 (総論部分：小布施町の例)

《基本理念》

高齢者が住み慣れた家庭や地域で
最後までその人らしく安心して暮らせる社会づくり

【基本目標1】 いつまでも健康でいきいきとその人らしく
《介護予防・疾病予防の推進》

【基本目標2】 高齢者の積極的な社会参加と安心して暮らし続けることができる
地域づくり 《高齢者による高齢者のための地域包括ケアの推進》

【基本目標3】 誰もが適切な医療・介護サービスを利用することができるように
《介護保険サービスの基盤整備の推進と質的向上》

【基本目標4】 尊厳を保ちながら、穏やかな生活を送ることができるように
《認知症高齢者支援対策の推進》

高齢者福祉施策の推進（具体例）

基本目標3 誰もが適切な医療・介護サービスを利用することができるように 《介護保険サービスの基盤整備の推進と質的向上》

3 福祉・医療の連携強化

新生病院を中心に町内医療機関の「かかりつけ医」や訪問看護等の在宅医療の充実。須高3市町村による介護・福祉・医療の情報共有「須高地域福祉医療推進協議会」。地域包括ケアシステム「小布施モデル」の確立を図る。

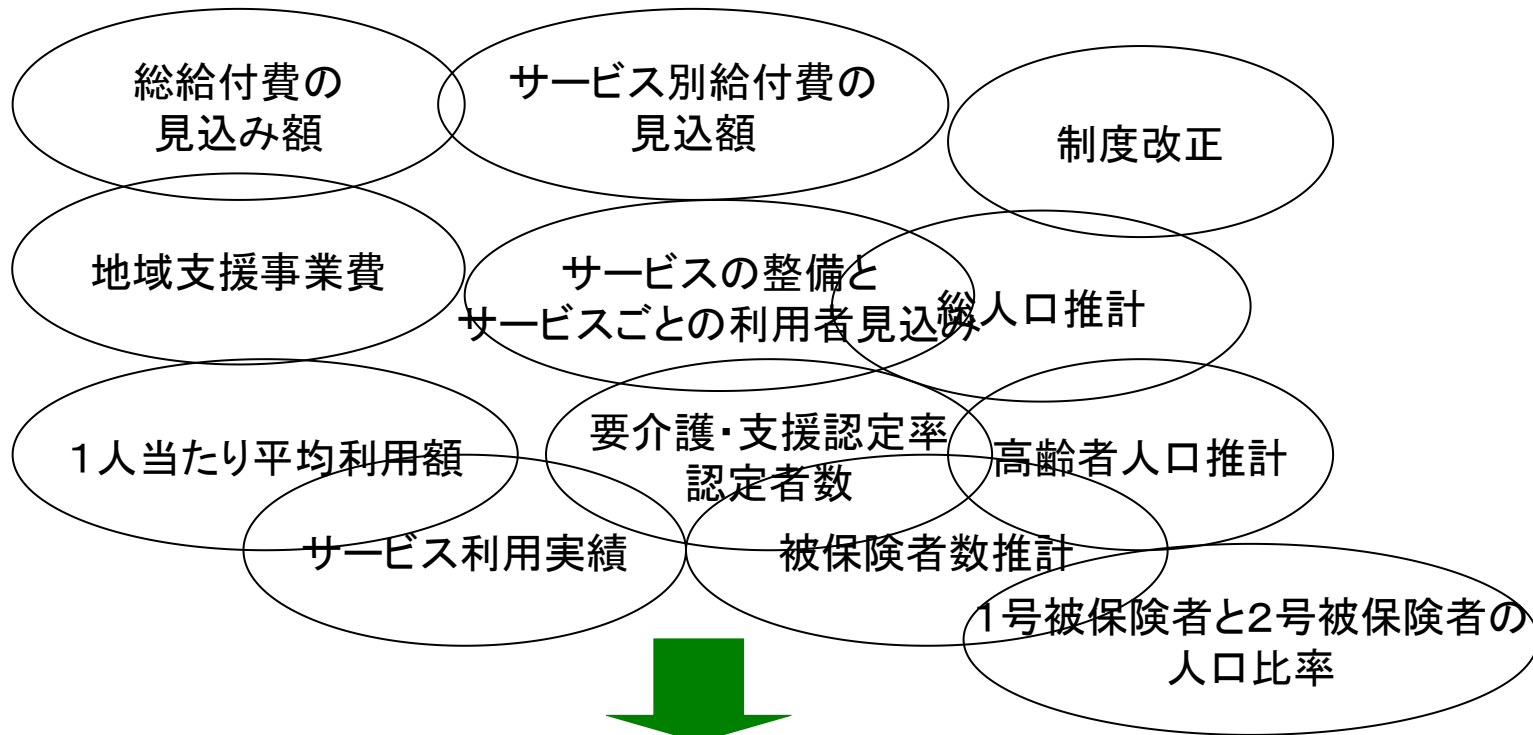
(1) 福祉・医療の連携推進

- ① 福祉と医療の連携による在宅の推進
 - ▶ 町内医療機関による「小布施町保健予防連絡会」を引き続き開催
 - ▶ 福祉・介護分野における情報共有のため、介護事業者を対象とした「小布施町介護事業連絡会（仮称）」を設置する。
 - ▶ 可能な限り在宅で療養・介護が受けられる環境整備
- ② 在宅療養に関する町民への普及啓発
 - ▶ 在宅療養をテーマとした講演会等を開催、町民の理解を促進

ポイントは「在宅医療」「在宅療養」

介護保険料の算定

3年ごとに過去3年間の実績と向こう3年間の各種推計に基づき
市町村ごとに向こう3年間の1号被保険者の介護保険料を算定する



第6期保険料基準額は年額57,300円(月額4,780円)

小布施町の介護保険

○要支援・要介護の認定率13.7%（平成27年9月）

県下77市町村中56位

（長野市19.4%、須坂市13.8%、飯綱町17.1%、御代田町11.3%、北相木村25.2%）

○介護保険料が月額4,780円（第6期）

県下市町村で9番目に安い

（長野市5,490円、須坂市4,768円、飯綱町4,850円、奈良県天川村8,686円、鹿児島県三島村2,800円、全国平均5,514円）

在宅療養支援病院・機能強化型（単独）

強化型の施設基準：従来型に加えて、①在宅医療を担当する常勤の医師が3名以上配置、②過去1年間の緊急の往診の実績を5件以上有する、③過去1年間の在宅における看取りの実績を2件以上有している（平成26年度診療報酬改定）

長野県下に、在宅療養支援病院は22（平成28年10月）、うち長野市2、松本市4、須坂市1、小布施町1。うち機能強化型（単独）は4、松本市1、塩尻市1、箕輪町1、小布施町1のみ。